同意書

JIS A 1108の３　ａ）及びJIS A 1106の３　ａ）で引用されるJIS A 1132に規定される供試体の形状及び寸法の許容差について

試験所で試験を行う供試体は試験所自ら作製するものではなく、顧客から持ち込まれるものがほとんどである。そのため、JIS A 1108の３　ａ）及びJIS A 1106の３　ａ）に規定されている「供試体は、JIS A 1132によって作製する」が必ずしも満たされていない場合があるため、試験所はJIS A 1132の5.5及び6.4に従い、ISO/IEC 17025：2017の6.5項にある、計量トレーサビリティを確保するため、国際単位系（SI）にトレーサブルな校正を受けた計測器を用いて、圧縮強度試験用供試体においては供試体の寸法の許容差、供試体の載荷面の平面度、載荷面（上面）と底面との平行度及び載荷面と母線との間の角度の、曲げ強度試験用供試体においては、供試体の寸法の許容差、供試体の載荷面及び支持線にあたる箇所の直線度及び供試体の側面と底面との間の角度の確認を行い、それを記録として保持することとしている。

ISO/IEC 17025:2017の7.4.3項を適用し、顧客から持ち込まれた供試体について、試験依頼の受付時に顧客から「JIS A 1132の5.5（又は6.4）の供試体の形状及び寸法の許容差の測定を省略する。また、供試体の形状及び寸法の許容差については試験依頼者（顧客）が責任を有する。」ことを確認し、記録することにより、試験所は供試体の形状及び寸法の許容差の測定の省略、又は許容差を逸脱した供試体の試験を実施することができる。なお、供試体の形状及び寸法の許容差の測定を省略、又は許容差を逸脱した供試体試験を実施した場合は、試験結果通知書に免責条項を記載させていただきます。

【免責条項】

「当試験所は、顧客から持ち込まれた供試体について顧客との契約により、供試体の形状及び寸法の許容差の測定を省略（又は許容差を逸脱した供試体の試験を実施）している。また、当試験所は持ち込まれた供試体の圧縮（又は曲げ）強度試験を実施したもので、試験結果以外は如何なる責任も負わない。」

上記の内容について、

「JIS A 1132の5.5（又は6.4）の供試体の形状及び寸法の許容差の測定を省略する。また、供試体の形状及び寸法の許容差については試験依頼者（顧客）が責任を有する。」

ものとし、

試験結果通知書への免責条項の記載について同意いたします。

２０２５年　　月　　日

商号又は名称：

代表者　職・氏名：　　　　　　　　　　　　　㊞